

フランスにおける成年者保護制度の改正

窪 幸治*

1. はじめに

フランスでは高齢社会へ対応するため、成年者の法的保護の改正に関する2007年3月5日法律が制定され¹⁾、民法典第1編10～12章²⁾の全面改訂、Code de l'action sociale et des familles（社会活動と家族法典、以下CASFという）への38か条の創設のほか、公衆衛生法典、NCPC（新民事訴訟法典）等の改正が行われた³⁾。

例えば、民法典では保護の指導的方針・原則が明記され、保護制度の中心が財産から人へと移行することが示され、また従来の三つの保護制度（la sauvegarde de justice：裁判所の保護、curatelle：保佐、tutelle：後見）に加え合意に基づく予防的な保護手法（le mandat de protection future：将来保護の委任）が導入され、社会活動と家族法典（CASF）では社会給付としての後見の社会援護措置への置換、家族外保護組織の再構築のため職業人組織、社会・医療社会事業の監督が整備される。

なお、同法の施行は、改正の大部分は適用デクレ（施行令）の公布⁴⁾と複数の新サービスの配置の後⁵⁾、2009年1月1日が予定されている。

本稿は、民事制度として多元主義を維持する一方、社会福祉制度との役割分担・連携を視野に入れるフランスの成年者保護制度の2007年改正を概観し、日本の成年者保護制度の全般的検討の参考としたい。

2. 改正の背景

Jean Carbonnier教授により起草された旧改正法（1968年1月3日法律）⁶⁾は、既に指摘されている⁷⁾ように家族の多様化、精神医療の展開、さらに人生期間の延長に法制度を適合させること

で成年者保護を図り、用語法においても差別的な語を排除する⁸⁾と同時に1804年法の優美さ、簡潔さを維持するとして評価されている。しかし、次のいくつかの点で現代に即応しえない部分が生じていた。

第一に高齢社会の進展である。現在、1968年時点では予想されなかった以上に人間の寿命が伸び、高齢者の数⁹⁾は、急激に増えている。2005年に高齢者は年間80万人以上（およそ人口の1%）¹⁰⁾、増加率は8%に上る。措置の数は、年間約6万8000件となっている。また、80歳以上が法的保護制度の下に位置づけられる（4家族に1家族）として、2010年には100万人以上に達することが予測されている¹¹⁾。

それに伴い、現代社会において保護を必要とする成年者の主流は精神障害者や入院する精神疾患者から、加齢により心身の衰えた高齢者—les personnes vulnérables（脆弱な個人）へと移り、成年者保護の内容は財産保護に加え、身上監護への配慮が強く要請¹²⁾されてきている。

第二に家族の変容がある。1968年の段階では依存を期待できた連帯する家族は今日、分離、地理的分散が進行しており、適格性を有する高齢者保護を担う機関（老人ホームとその職員、後見裁判官、家族外の職業後見人・保佐人）の育成、社会活動が要請されており、保護は法律により枠付けられる必要がある。

第三に、社会の周縁に追いやられた人々の存在とその増加である。従来、極度の貧困者、S.D.F.¹³⁾（ホームレス）、失業者、アルコール中毒者、麻薬中毒者等の社会不適応者に対しても、後見制度が果たす役割が大きく、裁判所の過重な

* 岩手県立大学総合政策学部講師

負担を招いていた。

すなわち、私法制度としての成年者保護は本来、人的能力の変質により援助を必要とする人々を対象とし、社会的に排除された者を社会生活に適合するように教育し、援護することはその任務にはないところ、1968年法では後者のために制度が利用された。また、民法典上の後見人と同時に社会給付の保護者への就任を認められており、社会給付による民法典上の後見人への報酬支払いには批判があったところである¹⁴⁾。

第四に、EU社会への対応¹⁵⁾ が挙げられる。まず、無能力成年者の法的保護に関する1999年2月23日欧州理事会閣僚委員会第99号勧告において、下記の指導的原則や将来保護の委任などを考慮した立法の必要性が喚起されている。また、成年者の国際的保護に関する2000年1月13日ハーグ条約も、人の保護の展開を示す国際的な動向を示すものである。そのほか、ヨーロッパ人権条約とシートラスブル裁判所（欧州人権裁判所）への対応がある。例えば、人が精神的に減退した場合の*la dignité de la personne*（人間の尊厳）の尊重と、しばしば欧州人権裁判所により援用される*le procès équitable*（公平な手続）への配慮が指摘される。

さらに、1990年代に改正を果たした諸外国（ドイツ、イギリス、デンマーク、イタリア、スペイン、スイス、ケベック）の影響が指摘される¹⁶⁾。

なお、1968年法が維持した伝統的な用語である「*incapacité*（無能力）」、「*les majeurs incapables*（無能力成年者）」、「*contrôle*（監督）」、「*le gouvernement de la personne*（人の管理）」も、今日では変更が必要性とされた¹⁷⁾。

3. 制定の経緯

フランスでは1996年に司法省に改正検討グループが設置され、また1998年には三省合同による公式報告書が公表されるなど議論が深められるも、政治的に保守主義の台頭があり10年以上にわたり一致に至らず、他のヨーロッパ諸国に遅れての制定となったようである。

司法省は未成年者の後見に関する1964年11月14日法律¹⁸⁾と成年者の後見に関する1968年法が時代に即応していないことを認識し、1994年から1996年に改正草案を作成するための検討グループ（Favard破壊院付名誉職裁判官が代表）を招集した¹⁹⁾。そこでは、後見の*subsidiarité*（補足性）が尊重されていないこと、後見裁判官の介入の水準が一律でないこと²⁰⁾、後見の計算の監督が機能不全であること、措置期間は有名無実化していることなどが、問題として指摘された。

1998年2月から6月には司法省、経済財政産業省、雇用連帯省の三省合同で調査を行い、*le Rapport*（公式報告書）²¹⁾を公表している。そこで雇用連帯省は後見人団体、担当者の責任水準、民法典上の保護と社会保障法典の社会給付に関する後見について、国家後見の予算系統を有する経済財政産業省は、1985年以来国家後見の利用実績の地域的偏差（後見管理との間の均衡）、費用負担の関係から総数に关心を寄せている。

結果として成年者後見の運用における家族優先の原則の復活や、後見人団体に対する報酬支払いの公正性実現の必要性の認識がされ、基本的問題（保護措置の費用の問題²²⁾、保護制度の再整理）が確認された。

改正委員会は、2000年にも公式報告書が公表し、民事・社会の部会において、また01年に合同会議を行ったが、国家後見の費用に関する議論が進まないため、法案立案は2003年から2005年に及んだことである。法案は、小審裁判所裁判官の団体や*l'Union nationale des associations familiales*（家族協会国民連合）の要望にも応えて作成されている²³⁾。

政府により国民議会に提出され2006年11月28日に、そして、法案は2007年1月10日にEmile Blessig議員の報告があり、17日に第一読会での採択、18日にSénatに送付、Sénatでは2月7日にHenri de Richemont議員の報告、15日に修正採択、同数混合委員会の名の下に2月21日に提示、国民議会、Sénat共に22日に討論、採択に至っている²⁴⁾。そして3月1日の憲法院決定（2007年

552号決定）を経て、大統領の審署がされた。2007年5月の大統領選挙、6月の国民議会選挙、によって立法が中断しないように、肅々と議決に至ったようである²⁵⁾。

4. 改正の全体像

改正の中心は、民法典と社会活動と家族法典である。両者の改正の全体像に触れる。

(1) 民法典

第1編第10～12章につき、全面的に改正される。

未成年者に関する10章は、実質的変更はわずかしかなく²⁶⁾、むしろ見やすさの追求からの条文整理が主である（成年後見につき未成年者後見を参照する規則（renvoi）を基本的に廃止し²⁷⁾、全制限能力者に共通の財産管理の規則は12章（496～515条）に再編した。ad hoc（特別）管理、法定管理、未成年者後見と解放は改正から外れている。

改正の中心は、成年者に関する11章である。まず現在の精神障害を理由とする行為の無効と、心神喪失者の責任に関する規定を手直しした（414～414-3条）。

次いで、「juridiques（法的）」保護を、「socio-judiciaire（社会－裁判上の）」保護から区別する。すべて必要性、尊厳、責任の共通原則（415～424条）、そして家族優先の原則に服する。

裁判所による保護は、現在の3つの制度（保護、保佐、後見）と契約上の制度（将来保護の委任）を一つにまとめられる。そして、社会給付に関する後見を、社会援護措置（MAJ²⁸⁾ につき民法典が定める）に置き換える²⁹⁾。

財産管理に関する12章は、「(les soins d'un) bon père de famille（良家父）の注意」（旧450条）の概念を「des soins prudents, diligents et avisés（用心深く、熱心な、そして思慮深い注意）」の概念に置き換え（496条）、第三者の地位を法定代理概念で明瞭にし、後見人に禁止される行為の一覧表を一新、専門家による検査を可能とすることで計算制度を改訂するなど、一定の創意が見られる。

(2) 社会活動と家族法典（CASF）

脆弱な高齢者に対する県の特別活動として、MASP³⁰⁾（個別化された行政上の社会援護措置：L.271-1条以下）を創設し、社会から排除された成年者に民事無能力を免れさせた。この援護の基礎は、主として県との契約によっている。また、新しく裁判上の受任者の職業を準備し、家族外の保護措置を再編し（L.461-1条以下）、公的報酬の一法律化など成年者保護の資金調達に関して定める（L.361-1条）³¹⁾。

そして裁判所ではなく県の認可を一般化し、団体を要求すること、責任保険、利用者保護の法律を（施設に）適用し、全受任者に対して団体により金融を始めることが重要である。

5. 指導的原則の確認

ここでは、民法典に明記された指導的原則（415条以下）である自由、人間の尊厳の尊重、nécessité（必要性）、補足性、proportionnalité（比例）、責任の共通原則の内容に触れる。

①自由及び人間の尊厳 民法典415・419・420条は、主として医師、家族、社会福祉事業者、そして裁判官に向けて、自由と人間の尊厳の尊重が、その分野に関して活動を主導すべきことを示す（415条3項。「子の利益」に比肩する「個人の利益」及び成年者の「自律」の概念）。保護に付されただけでは、成年者は能力を奪われない。

②責任 各種保護機関の責任は強化される（416・417・421～424条）。あらゆる保護措置の形式に適用される。すべての保護機関が、職務遂行におけるフォートに起因する損害の責任を負う（421条）³²⁾。保護措置全体は、後見裁判官と共和国検察官の一般監督下に位置づけられており、フォートは保護の編成または作用に認められる。

保佐人は許可はするが、行為も履行もしないため、詐欺と重大なフォート（強化された保佐の場合には単なるフォート）の場合を除き、通常責任は発生しない（後見・保佐監督人の責任につき4543項、421条）。なお、将来保護の委任に関しては委任の一般法に委ねられる（478・1992条）。

裁判上または合意上の受任者に関して、履行がされない場合に重大なフォートを理由として、国家により代替されることは重要である³³⁾。第三者に関しては、本人を害するおそれのある後見人の行為を後見裁判官へ通知する義務を負う(499条)ことから、公証人、銀行の責任は強化されうる。

③必要性 異常な数の増加に対処するため、裁判上の保護(保護、援助、代理)は医療上の必要性が求められる(425・440条)。したがって、浪費、不節制、無為に対する保佐³⁴⁾は姿を消す。申請と医療上の証明書は、裁判官、共和国検察官に対する事件係属のあらゆる場面で要求される³⁵⁾。他方で、死亡は、保護期間の任務を終了させる(418条)。

④比例原則 1968年法の大きな効果の一つと考えられており、再確認された。すなわち、援助しか欲しない成年者が後見には置かれることはない。個人の状況と必要性は、専門医の証明書の正確さのおかげで、次いで制度の変更が可能であることの注意により、強化された³⁶⁾。措置の定期的な再検討も、比例の道具となる。

⑤補足性 裁判官は、より強制的でない制度が利用できず、かつ、当事者が自ら既に将来保護の委任の手段で法的保護を準備していなかった場合にのみ、法的措置を宣告できる(428条)。補足性の第一の手段は、職権係属³⁷⁾の禁止である(430条)。後見裁判官、家族会、成年者との緊密かつ確固たる関係を維持する人、共和国検察官のみで付託することができる³⁸⁾。

なお、将来保護の委任には、必要性、補足性、比例の原則は適用されない。

6. 医療上の理由による裁判所による法的保護

民法典が定める法的保護措置には、医療上の必要性が要求される(425条)。成年者が「精神能力にせよ、意思表現を妨げる性質の身体能力にせよ、医学的に確認された変質を理由に、単に利益を与えることの不可能な状態」にあること。これは精神の故障だけでなく、身体的ハンディキャップが

意思表現の障害をなし、単に利益を保護することが不可能な状態に及ぶとき、身体的能力の変質(失語症、不隨等の結果でありうる)も考慮する³⁹⁾。

(1) 裁判所の保護⁴⁰⁾

援助も代理も伴わないが、原則として減殺または取消の訴えを開始するこの仮の措置は、当然維持された。裁判官の事件係属は当然に、申請書と状況を詳しく述べた医師の証明書を伴う(民法典431条)。緊急時を除き、義務的に聴取される(432条)。司法省は、共和国検察官によるいわゆる医療上の保護(公衆衛生法典L.3211-6条)⁴¹⁾の廃止を検討したが、保護は保存行為と、時に有益な財産管理も同様に可能とするため、起草グループの検討において断念された(民法典434条)。

裁判所の保護の期間中、人は権利の行使を保存するが、人がその期間内に締結した行為、契約または約束の無効、取消または減殺の訴えは容易化され(435条2項)、裁判官は従前の委任の取消をなすことができ、または、人の名で一定の行為の一もしくは複数をなす効果として、特別受任者を選任できる(436条)。

今後、裁判官は受任者に、処分行為の履行を託すことができるようになる(437条2項)⁴²⁾。人の保護は成年者の標準的なものとされた(居宅、慣れ親しんだ品物:426条、銀行口座:427条)。

裁判所の保護措置は、裁判所によるものまたは医療上のものであろうと、1年後には失効したが、新法では一度更新ができる(439条)。

(2) 保佐・後見

①後見と保佐の関係 補完性原則の下、ローマ以来後見からの派生物であった保佐を一般法、後見を特別法と位置づけ、形式上も保佐が後見の前に移動する。他方で、後見裁判官の表現は維持され、保佐の下にある人の能力は後見規定により定義され⁴³⁾、混乱を招くとの指摘がある。

②保佐と後見の機関 保佐と後見の機関(民法典445~457条、CASF L.461-1~461-8条、L.462-1~462-14条)は、保護の家族的責任を強固にする。本人または家族の選択(将来保護の

委任または遺言による指定)が原則尊重される。それがない場合、後見人選定は、設立された場合には家族会⁴⁴⁾または裁判官の任務である(民法典456条3項)。

その場合、配偶者、パートナーまたは内縁の夫は、共同生活の条件下で、優先する⁴⁵⁾。次いで、両親、姻族または成年者と緊密かつ持続的関係にある同居人がなる(共同宿泊における若い寄宿者への配慮)。裁判官は、特に複数の同一順位の候補者を調整するために、関係の性質に配慮しなくてはならない(449条3項)。職業受任者または看護もしくは社会・医療社会施設の担当者(450・451条)を用いることができるのは、非常に補足的である。

今後、後見と保佐も必要性他を定期的に検討することになる。保護期間は5年を超えることができず、期限が近づくと、原則として裁判官は簡潔に書類(治療医の証明書と資格のある裁判官による聴取)を予審する(441条)。

ただし、例外として、当事者の人的能力の変質が改善の見込みが明らかにないとき、裁判官は特別の決定により、専門医の意見に基づいて、不定期間の措置を開始しうる(442条2項)⁴⁶⁾。

以上の外にも、技術的新規性が見られる。共同後見・保佐(447条2項)⁴⁷⁾、後見と保佐の分割(447条3項)⁴⁸⁾など⁴⁹⁾。

③非財産的利益の保護(人の保護) 改正の成年者の新機軸の一つは、人の保護の確立である(415条、425条2項)。一定の先在する条文は維持された⁵⁰⁾。居宅と必要不可欠な品物の保護に関する規定(保佐にも適用可能な426条)、成年者(特に高齢者)の日常生活の保護のため、個人の銀行口座の特別保護(427条1~4項)、婚姻または民事連帯協約の締結時に保護される人の代理または援助の制度の再生(460~463条)。

人の保護は、具体的現実性に対応して連続する時期になされる。まず、成年者がこの領域につき自律している(458条、459条1項、459-1条)。次に、成年者が、一般に社会から逸脱しておらず、適合的な情報を受領できる(459条2項)。法的無

能力に到る多くの場合、その成年者は無知であり、成年者を代理する(後見)または援助する(後見もしくは保佐)必要がある(459条3項)。後見人は、成年者が過失または故意により、危険に陥るに至り、強制的な精神科入院を制限しない処分を命じる必要がある(459条4項)⁵¹⁾。なお、これらの発議が基本権に及ぶときには、裁判官が関与する(459条5項)。

④一般的な裁判所による法的保護 代理と援助、裁判所への訴えがこれに関連する。しかし、代理と援助の概念は定義されず、実際とは異なり財産管理に限定されている。財産権に関する訴えとその他の訴えの間の区別、保佐の場合の手続行為の二つの規則は維持された(467条3項)。その代わり財産に関しては、審理の申立または取下、応訴、認諾との間の区別は消滅した(408条3項、475条)。後見人は、当該行為につき全体的に自由である。

⑤財産的利益の保護 成年者同様に未成年者に適用される、新第12章をなす。

管理行為と処分行為の間の区別は権限の分配を統制し続け(502条)、適用デクレの対象となる。また法律においても、特定行為の一覧が与えられた⁵²⁾。計算の検査(510~514条)は、未成年者後見、成年者後見または保佐の財産利益の保護の構成要素をなす⁵³⁾。三つの配慮(実効性のある監督⁵⁴⁾、計算の秘匿性及び透明性、主任書記、後見人、保佐人の任務の容易化)がなされた。

⑥違反のサンクション 被保護成年者または保護の責任を負う人により犯された違反のサンクションに関する条文(465条)。「la période suspecte(疑わしい期間)」の概念、すなわち保護開始前になされた行為が非難されうる期間は継続され、保佐に拡大されると同時に期間は2年に限定された(訴権は通常取消であり、無効は損害の証明に基づいてのみ請求されうる)。訴訟は措置開始から5年間になされうる。「contra non valentem(訴訟をなしえざる者については進行せず)」の規則は採用されなかった⁵⁵⁾。

⑦時効 改正は、後見から生ずるすべての

訴権につき、5年の時効期間を維持する（民法典515条）。法的安全の配慮から、責任訴権は後見人の管理行為の終了まで時効の起算点が延期する。

7. 社会上の理由による保護措置

社会援助であり、対象は社会給付に限定された。性質は助言、ときに指示となりうる。民法典以上に、複雑で細かい規則が必要となる。適用対象は、本質的に社会事業者である。

（1）裁判所による援護措置（MAJ）

民法典に置かれた社会的援護措置であるMAJの開始は、県による個別化された行政上の社会援護措置が失敗したことが必要となる。裁判所による援護は、まずTPSA⁵⁶⁾と異なり、後見または保佐と相容れない（民法典428条）が、保護はそうでない。社会給付だけでなく、措置が実際に後見と保佐の負担軽減の仕掛けに役立つことを理由として、あらゆる定期的収入を包含する。

補助者的一体化もされ、職業的受任者がそこで最終的に独占権を得た（495-6条）。MAJは適用デクレの対象である。

（2）個別化された社会援護の行政上の措置（MASP）

社会活動と家族法典（CASF）は、MASPと名づけられた二つの措置を定め、県の責任とする⁵⁷⁾。一つめは、当事者と、県議会議長により代表される県との間で決められた契約の形式をとり（CASF L.271-1条2項）⁵⁸⁾、優先的に現在の家賃と借家人負担の支払いに充当するため、県に社会給付の全部または一部の勘定を受け取り、管理することを可能としうる（L.271-2条最終項）。

MASPの二つめは、当事者が援護契約に署名することを拒否、または、契約条項を遵守しない場合、県議会議長が借家人の退去を予防するために、le juge d'instance（小審裁判所裁判官）に、毎月、現在の賃料と借家人負担の総額を、当事者に支払うべき社会給付からの天引きにより、直接貸主に支払う許可を申請できることからなる。この手続きは、当事者が十分な資力を有し、2ヶ月以上借家人債務を履行しないままである場合にのみ、可

能となる（L.271-4条）。

なお、これらの措置は、進行性かつ漸進性を有する。まず、契約的かつ行政によるMASP、次いで、不奏効の場合、より強制的であるMAJが可能となる。

（3）新職業の形成⁵⁹⁾

法的保護措置を日常的に実践する人は、今後MJPM⁶⁰⁾（成年者保護の裁判上の受任者）と呼ばれる。すなわち、国家後見・保佐として選任された者、法人または自然人後見の管理者、社会給付としての後見人、療養施設の担当者は再編成される。施設担当者に、社会的または医療社会的資格⁶¹⁾を付加する必要がある。

MJPMは、県知事により作成された一覧表に記載される必要がある（民法典450条、CASF L.472-1条）。抹消された受任者の国の一覧表は自由に使用できる。l'homogénéité（統合）は、任務にも関係する。形式がどうであれ、保佐人と後見人は同一の義務と被保護者と裁判機関に対する同一の権限を有する。MJPMの引受人が看護施設担当者であるときは、人の保護の任務を留保することが必要とされた。新職業に関する、適用デクレは多数となる。

（4）資金調達

家族外の後見人、保佐人、援護の受任者の費用負担は、被保護者が負担することが原則である。（民法典419・420条）しかし、成年者の財産が報酬を負担することは少なく、1970年来地方公共団体との分担ないし全面的負担が、認められている（月に約220€支払われる、社会給付に関する後見；月に約130€支払われる国家後見・保佐）。それは団体（無料情報提供施設等）に補助金を出す地方公共団体にも見られる（民法典420条）。

今後、被保護成年者に対し等しい収入につき、措置費用負担のための徴収は等しくなされ、反対に職業人の報酬の公的料金表もまた、すべての措置に対して同一となる（同419・420条）、それらの方式に関連する規定は社会活動と家族法典（CASF）に記載（第三編、新第6章）され、そしてコンセイユ・デタのデクレがそれら二つの点

(被保護者の財産に対する徴収の上限、公的分担額)につき関与することになる(民法典419条3項)。なお、被保護成年者の財産から徴収される追加の手当は、例外的に、重要な作業の負担として必要とされる行為の実行に対して、裁判官または家族会により支給される(同項)。共同施設に宿泊する成年者は保護がより容易とみなされ、彼らに関する公的報酬は低くされる⁶²⁾。

(5) 監督

資金調達、そして成年者の家族外の保護の職業性においてより大きく、再び置かれた秩序は、施設と社会・医療社会サービスの利用者の権利に関して、2002年1月、2005年2月、そして2006年7月の主要な法律の利点が今後、被保護成年者に対するサービスを負担することになることを意味していた。適用アレテ(条例)によりなされる⁶³⁾。

8. 合意による保護措置(将来保護の委任)

能力の変質に備え、成年者は自身のため、第三者に財産、さらに人的行為(一身専属的なものを除く)に関して権限を与える委任を民法典に置いた(477条1項)。また、第三者のための将来保護の委任も認められる(同3項)⁶⁴⁾。

この将来の無能力に適用される委任の拡張は、裁判所の保護における実行によりよく利用された合意上の委任を開発し(437条)、現代法により創設された他の新しい予めする委任⁶⁵⁾と同様の趣旨を併せ持つ。将来保護の委任の創設は、後見裁判官の任務を軽減することも目的とし、議論がなされた。

なお、信託による対応は採用されなかった⁶⁶⁾。

(1) 委任の方式

形式的には、公証人が作成し左証書(民法典477条最終項、489条)、または、私署証書(弁護士の連署またはコンセイユ・デタのデクレが定める書式による)がなされる。私署証書(492条)は、管理行為に対してのみ委任を獲得した(493条)。公正または私署証書での委任は、財産的もしくは人的であり(490条)、またはその両者であ

りうる。受任者の権限は比例して、委任者から行為する権利を奪う。

(2) 受任者

特定グループが指定を独占することを恐れた司法省は、法人が指定された場合に、法人はMJPMの一覧表に記載される必要があることを定めた⁶⁷⁾。特別の複委任は可能とされた(民法典482条)。複数の自然人または法人を指定することは可能である(477条)。受任者は毎年、裁判官が常に、主任書記官により検査させるため、作成を受任者に要求することができる管理の計算書を作成しなければならない(486・511条)。

公証された委任の範囲で、公証人は受任者の計算書を受取人となり、保管を確保し、目録も同様である。資金の動きと成年者の利益に合致するようと思われないすべての行為を、後見裁判官に通知することになる(489~491条)。私署証書での委任の範囲では、仕組みは異なり、保管される計算書は直近の5年間であり、もっぱら司法機関の請求に応じて提出され、委任終了時には委任者または相続人に提出される(494・511条)。

(3) 委任の開始

委任は、(共和国検察官により作成された一覧表で選ばれた)認可された医師から発出され、小審裁判所文書課に提出された医学的な証明書が、「le mandatant ne peut plus pourvoir seulà ses intérêts(委任者がもはや単独で、その利益を与えることができない)」こと、そこから成年者に対して採られる保護手法の一般要件(民法典425条)を確認したとき、効果を生じる(481条)。一般法(2003条)に反して、委任者の後見により、無効とはならない(478条)。

NCPCは、書記の行為の方式と、第三者に対して必要な公示を準備する。他方、委任の存在が、裁判官が後見または保佐を開始することを妨げることがありうる(428条1項)。委任が管理行為に限定されるとき、より重大な行為の締結は後見の開始を必要としないが、裁判官への簡単な申請が必要となる(493条)。委任の存する場合、裁判官は条件と方式に関する係争の解決(483条4号、

484条)、無償行為(490条)と、私署証書での委任の場合において处分行為(民法典493条)を許可することの二つの権限しか有さない。

(5) 性質

形成された合意による保護は、通常の合意上の代理が問題⁶⁸⁾となり、それゆえ委任の効果を生じた後、inaptitude(不適応)の医療上の宣告がle greffe(裁判所の文書課)により受け取られた時にも委任者が能力を保持し、無能力とならない⁶⁹⁾。しかし、この委任の公示は用意されていない。

不適格の医療上の宣告が裁判所文書課により対象とされた日以後、委任者は法的能力を有し続けるが、「capable dimunué(弱められた法的能力)」、「capable sous sauvegarde(保護下にある法的能力)」の一種となり、合意による受任者のmini-sauvegarde(小保護)と呼ばれるもの⁷⁰⁾になる。

(6) 受任者の義務

保護される成年者の財産目録を作成しなければならない。報告する義務の方式は、委任者により決定され、軽減されることができる。保護は、ここでもまた、契約化された。

受任者は毎年、管理の計算を作成しなければならず、裁判官はそれを作成することを求めることができる。その点でなお、あらゆる他人の財産の管理者に課される計算義務と比べ、非常に自由である。委任が公証人に作成されたとき、その履行は、私署証書による委任と異なり、公証人の毎年の監督に服する(民法典486・489条)。

9. 評価

2007年法は賛否両論あるが、反対論の方が大きいとされる。それぞれの理由⁷¹⁾は次のものである。

①賛成 今後ますます増える高齢者につき不可避である衰退を自覚し、社会生活を援助していくこと、その権利の尊重が重要であることを明らかにする必要があるし、多数の適切な新機軸が存在しているとして、改正への賛同がある。例えば、保護措置の期間制限、保護される成年者の銀行口座の保護、専門家の形成と成年者保護用の裁

判上の受任者の規定、社会的と法的保護の区別、家族会の簡素化等がある。現状が不十分でない以上、漸進への期待が込められている。

②反対 いくつか指摘がされる。改正の方法論、形式についてまず、判例の集積に応じた修正で済ます小改正が好ましかったと評される。例えば、ナポレオン法典に無能力成年者として27か条、1968年法に被保護成年者として47か条であった、被保護成年者に関する規定につき150か条を置く(社会的規定含む)必要性は疑問とする。

また、法律は簡素化を目的として、逆に複雑化している。後見と保佐の関係に関しては、保佐が原則の地位を与えられたが、用語として後見が前面に出たり(例えば後見裁判官)、国民の意識が後見を原則としており混乱を招く。

さらに、教科書的な冗長な文章、優美さのない重苦しい文体、意味不明な略語(MAJ、MASP、TPSA)が横行し、民法典の優美さを損なうものである。

次に、内容に係るものとして、裁判権の過剰が指摘される。裁判所の関与を少なくしようとする傾向に応じ、裁判官の権限を厳格にする原則を宣言したが、保護の開始要件が抽象的であり、濫用の危険が残る。また、被保護成年者の自由への認識に問題が指摘される(尊厳の保障のため、その者の自由を最大限拡張するというが、それは現実に能力が衰退している者が現実を受け容れ、十分な保護が図られることこそが尊厳を保障することではないか)。

中途半端な措置との指摘がある。新機軸として期待される将来保護の委任は、認可を不要とし、semi-protection(半保護)にすぎない⁷²⁾し、情報提供に関しては、過剰な面があり十分に効果を発揮しえない。

最後に、費用の不透明性が挙げられる。費用は、計算できる状態になく、提示された数字は困難なものとなっている。資金調達は国の補償とともに、県に課せられるが、最終的には納税であるからである。

10. おわりに

フランスの2007年法は民事上の保護制度につき多元主義を維持するが、その実体は相当柔軟なものとなっている。元より能力制限を抑制し、といつても必要に応じて無効・取消しの対応をなし、また生活に即した保護の創設（銀行口座の管理）やMAJとMASPの社会援護の支援などより、脆弱な高齢者、ひいては高齢社会に対応しようとしている。そして私法的保護と社会援護の関連がわかりやすくなっているように見える。もっとも施行は2009年1月1日であり、運用には課題も多いようである。

翻って日本法においては、民事制度と医療・社会福祉制度の関連がなかなか意識しにくいという部分があり、地域権利福祉擁護事業、成年後見利用支援事業、市町村長の申立権等⁷³⁾の社会的仕組み⁷⁴⁾を踏まえた成年者保護制度の俯瞰が成年後見制度の利用⁷⁵⁾促進には必要といえよう。

なお、今回概観した2007年改正の目玉である将来保護の委任に対応するものとして、日本には任意後見制度があり、両者の比較及び委任法の展開も検討課題として残った。稿を改めて検討したい。

（了）

注

- 1) Loi n° 2007-308 du 5 mars. 2007, J.O., n° 56. du 7 mars. 2007., p.4325.
- 2) 原則として本稿では、章、条文の番号は2009年1月1日に施行される新法のものである。
- 3) Nouveau code procédure civile (新民事訴訟法典)に純粹な手続規定の移行がなされるほか、Code de l'organisation judiciaire (裁判組織法典)は新しい裁判上の措置への対応、Code de assurances (保険法典)及びCode de la mutualité (共済法典)は受益者の指定または変更の方式の規定、Code de la sécurité social (社会保障法典)は社会給付との関連、Code de procédure pénale (刑事訴訟法典)は被保護者に対する公訴、Code électoral (選挙法典)は被後見人の投票人名簿登載につき後見人に開始・更新の都度判断するように変更される (Thierry Fossier, La réforme de la protection des majeurs, JCP G 2007, I 118.)。
- 4) 例えばNCPC1214条以下の改正（民法典457条）、処分行為（同496条）、裁判官による家族会議の入替（同502条）、私署による将来保護の委任の方式（同492条）、職業人受取者の地位（同451条、社会活動と家族法典L.471-3・4条、L.472-4~6・10条）、家族後見人の情報（同L.481-1条）、MASP（同L.271-3・8条）、MAJ（民法典495-4条；社会活動と家族法典L.271-2・4条）などに関する適用デクレが予定される。多くはarrêté（アレテ：条例）、circulaires（通達）を伴う場合が多く予想される。
- 5) 県議会の任務と必要な財政負担の準備、許認可の要求または活動の申告のため後見事業者に2年の期間を与えられる。(Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 48)。
- 6) Loi n° 68-5 du 3 janv. 1968, J.O. 4 janv. 1968.
- 7) 須永醇「ヨーロッパ大陸の法制〔一〕フランス法圏」須永醇編『被保護成年者制度の研究』（勁草書房・1996年）179頁以下。
- 8) Thierry Fossier, Le rapport d'enquête sur le fonctionnement du dispositif de protection des majeurs, JCP G 1998, n° 49., aperçus rapides. p.2093.
- 9) なお、在日フランス大使館のサイト (http://www.ambafrance-jp.org/sommaire.php3?id_rubrique=7) には、邦訳された統計資料が公開されているが、2008年の統計資料「人口」の項目を見ると2007年1月1日現在の65歳以上人口は1,030万人とある。
- 10) Phillipe Malaurie, La réforme de la protection juridique des majeurs, défrénois 2007, art. 38569.
- 11) Sénatの理由書 (<http://www.senat.fr/dossierleg/pj106-172.html>)
- 12) Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 1.
- 13) sans domicile fixeの略
- 14) UDAF（県家族協会連合）のような後見団体による就職が多いとされる (Ph. Malaurie, op. cit. note 10, n° 2)。
- 15) Ph. Malaurie, op. cit. note 10, n° 2; Nathalie Couzigou-Suhas et Yann Le Levier, Le mandat de protection future, défrénois 2008, art. 38371.
- 16) Ph. Malaurie, op. cit. note 10, n° 2.
- 17) 今回の改正では、「incapable（無能力）」はほぼ「personne protégée（被保護者）」の語に、財産管理または裁判上の援助との混同される「assistance judiciaire（司法救助）」は排除され、「accompagnement（援護）」に置き換えられる (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 4)。
- 18) Loi n° 64-1230 du 14 déc. 1964, J.O. 15 déc. 1964.
- 19) Thierry Fossier, Présentation du projet de loi portant réforme de la protection juridique des majeurs, JCP G 2006, n° 50., act. 574. p.2307.
- 20) 例えば、後見裁判官に関しては、法律では中心的な位置づけを与えられているが、現実には共和国検察官、DDASS（県保健社会活動局）との連携が不十分であり、恣意的とも言える職権開始を行うという実

- 態、他方では、医師、後見団体に依存するとの指摘がなされている (Th. Fossier, op.cit.note 8, n° 11)。
- 21) 雇用連帯、経済財政産業、司法の各省を統括する監督庁により1998年2月から6月にかけて実施された調査の報告書 : *Rapport d'enquête sur le fonctionnement du dispositif de protection des majeurs* (1998年7月)。
- 22) 保護措置の費用に関して、後見団体に対し国家後見の報酬5億フラン、社会給付として同程度、そして国家機関（裁判所と県保健社会活動局）に対して約2億フランが支払われており、費用の過多が問題とされた。この費用の増大は、後見団体が措置の増加の大部分（毎年新規5万件）を引き受け、元より後見人の職務が比較的単純で固定的ないため、批判は失当と考えられている。いずれにせよ、公費増加の主要な理由は、高齢者数の全体的増加にある (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 8)。
- 23) Thierry Fossier, L' objectif de la réforme du droit des incapacités., dérfénois 2005, art. 38076, n° 1.
- 24) 今日の私法改正で見られる即日投票については批判がある (Ph. Malaurie, op. cit. note 10, n° 1. のほかに、同論文の注2に相続と恵与に関する2006年6月23日法律の2006年12月23日適用デクレが12月31日付JOに公表されながら、2007年1月1日施行とする例が挙げられている)。
- 25) Th. Fossier, op. cit. note 19, n° 2307.
- 26) 未成年後見の原因（民法典390～392条）には影響を与えない。その他の規則は、簡素化と現代化がされた。主な例として、子の利益が今後、家族会の内容の基本的な基準であること、*subrogé-tuteur*（後見監督人）は、定期的に情報を受ける権利があること、県の管轄下にある後見人の権限規定がデクレから法律に移行したこと、簡素化に関して、家族会議の構成員の通常数が「4乃至6」から「少なくとも4」に移行すること、尊属の法定後見は廃止されること、後見はもはや、死亡した後見人から配偶者に移行することはないと指摘される (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 6)。
- 27) 成年後見に関する民法典495条を未成年後見の方に及ぼすこと、手続に関してNCPC1262条を保護から後見に及ぼすことの注記は、人の保護、家族の役割等で解釈の誤りと対立を惹き起こしていたとされる (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 3)。
- 28) la mesure d'accompagnement judiciaireの略
- 29) 援護措置による現在のTPSA (tutelle aux prestations sociales adultes) の交替もまた、複雑である。TPSAは、法律の効力発生日前の裁判官による再検討を除いて、この日に続く3年を期限として当然に通用しなくなる。裁判官はこの場合、人がMASP（個別化）された社会援護措置の先行なくして、裁判所による援護措置を命じる。
- 30) la mesure d'accompagnement social personnalisé

の略

- 31) 後見人、保佐人、家族外「assistants（援助者）」の報酬は国家、活動、調査といった行政措置の費用は県に立脚する。
- 32) 司法省の起草グループはフォートの概念の維持よりも、異常で特別の損害を理由とする責任を考えていた (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 9)。
- 33) この責任の代置は、後見裁判官は裁判組織法典による認証固有の権限から、書記官は将来保護の委任を発効する権限、主席書記官は計算の監督を理由として、一覧表に記載される裁判上の受任者（民法典422条）に適用される。被害者は、裁判所による代理人に関しては国家しか指定できず、職業的受任者に関しては国家または直接過ちある者を指定できる (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 11)。
- 34) この点で浪費者の自由は、社会と家族に対する義務を害する場合に制約されていた。実際には、そのような義務の危殆化につき十分検証することない、19世紀に判例で確立された「folle dépense（常軌を逸した浪費）」概念により判断されていた。いずれにせよ、浪費を理由とする保佐は稀であった (Th. Fossier, op. cit. note 10, n° 10)。
- 35) 従来、証拠調の終結時までの提出で足りていた。
- 36) なお、保護の開始自体を課す重い手続を経たにもかかわらず、NCPC（新民事訴訟法典）は変更を容易にする (Thierry Fossier et Jean Marie Plazy, De la législation à la pratique notariale., JCP 2005, chon. P296)。
- 37) 司法大臣から首相への報告書によれば、取扱事件の54%に当たる (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 13)。
- 38) 補完性原則は、他の手法にも関係する。例えば、裁判官は代理法または夫婦財産制度の規則が、脆弱な人にとって十分かを検討しなければならない。この点、家事手続の改正（民法典13条）に関する2004年10月29日1158号デクレ以降、後見裁判官は、夫婦につき民法典217・219条を適用し、持続的方法で、または、特定行為の場合に、意思表示する状態にない配偶者を代理することの許可を付託されうる。裁判官は、人を十分に保護する将来保護の委任が締結されておらず、または、裁判所による援護もしくは個別化された社会援護措置が現用されていないもししくは有効でないことを確認する必要もある (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 13)。
- 39) Gérard Cornu, Droit Civil Les personnes., Montchrestien 13ed., p.228.
- 40) 用語の邦訳に関しては「裁判所保護」（大村敦志「人」北村一郎編『フランス民法典の200年』（有斐閣・2007年）153頁）、「司法的保護」（上記須永注7）、「司法救助」（田山輝明「成年後見読本」（三省堂・2007年）185頁にカッコ書で付されている）などがあるが、本稿では「裁判所の保護」とした。
- 41) Philippe Bihr, Droit Civil générale., Dalloz 15ed.,

p.126.

- 42) 人的能力が変質したが、家族により引き受けられている者が処分行為をなすため、無駄に保佐または後見の下に置かれることが見られた (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 36)。
- 43) 例えば、民法典467条1項「保佐の下にある人は、保佐人の援助なく、後見の場合に裁判官または家族会の許可を必要とする、いかなる行為もなしえない。」
- 44) 後見の1%ほどしか組織されていないが、制度としては維持された (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 17)。
- 45) これらの者及び職業的受任者に関しては、5年を超えて就任が義務付けられることがある (民法典453条)。
- 46) 痴病学的に不可逆的な域に達した人を措置の更新手続の対象とするは無益であるからである。定期または不定期の更新手続は、認可された医師の証明書の提出が必要とされる。また、医療上の証明書が当該人の聴取が健康に害をもたらす性質、または、意思表示の能力がないことを示さない限り、裁判官により義務的に聴取される (民法典432条3項、442条)。以上につき、Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 13; Jean-Jacques Lemouland et Jean-Marie Plazy, Majeurs protégés mars 2006-juin 2007., D 2008 p.313参照。
- 47) これは、障害を有する若い成年者の親により長年要請されていた (G. Cornu, op. cit. note 46, p. 229)。
- 48) 受任者間のありうる抵触のため、裁判官によりほとんど使われなかつた民法典旧417条を改訂した。
- 49) そのほか、保佐及び後見は未成年者に適用可能な職務の免除と取消 (民法典445条)、医療上の欠格の拡大 (医薬専門家は自らの患者に対して保佐・後見人となれない: 445条)、新制度として、家族会が組織されない場合に裁判官の請求に従ってなされる後見・保佐監督人の選任 (454・455条)。職業人が後見人または後見監督人であるとき、会議は裁判官の面前外で開催されうる (457条) 会議は議事日程に先立って通知された裁判官の特別許可に服する。
- 50) 例えば、公衆衛生法典459条最終項。その他の条文は単純に強化された。
- 51) 後見人でなかった場合、それは警察、知事、検察官等となる。
- 52) 資金調達、被保護者の家計と後見費用 (民法典500条)、最初の目録 (明確な情報が後見につき要求されうるものとして; 503条)、portefeuille (有価証券類の内訳) 管理契約 (500条)、不動産売買とそれに同視できる行為 (民法典505条)、分割 (2006年6月23日法律が既に手続を修正済。507条)、相続の承認 (507-1・2条)、生命保険 (保険法典L.132-3-1条と、共済法典の相当する規定)、賃貸借 (民法典504条)、夫婦財産制 (1397条) の変更、裁判所への訴え。
- 53) 主任書記官と裁判官の連絡を容易にし、計算書の提

示の免除の途を開き、5年間の勘定に関する後見の決算に単純化 (民法典514条2項)、被保護者死亡の場合の後見人の任務の簡素化 (514条) をなす (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 25)。

- 54) 裁判所による専門家指定 (民法典513条)。ただし、le Trésor public (国庫)、la Banque de France (フランス銀行) またはCaisse de dépôts et consignations (預金供託金庫) がサービスの提供を行うことに不平が出ている。
- 55) Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 26.
- 56) la tutelle aux prestations sociaux adulteの略。
- 57) Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 39.
- 58) 県は当該契約で当事者の社会的同化及び当事者の金銭的自治を可能とする活動を、その利益となりうる他の社会活動と連携して、実施することを提示する。
- 59) 法律案の折衝における最大の困難と言われ、社会問題大臣は数年間この問題に携わり、議会は関連する圧力団体に悩まされた (Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 41)。
- 60) le mandataires judiciaires de protection des majeursの略
- 61) 例えば、職業による援助センター、特別共同宿泊施設。
- 62) Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 43.
- 63) Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 46.
- 64) 例えば、障害を有する子の親が子のために行うものが考えられる (Alain Delffosse et Nathalie Baillon-Wirtz, Le mandat de protection future.. JCP N 2007., p.16)。
- 65) 相続に関する2006年法律により創設されたposthume (死後の) 効果に関する委任 (民法典812条)、医療法では、「personne de confiance (受任者)」が、信任者が意思を表明することが不可能な状態になった時、なすべき監護を決定することができ (公衆衛生法典L.1111-6条; 2002年3月4日のKouchner法)、そしてla fiducie (信託) において第三者が代理権授与者の利益を保護する (民法典2017条)。このような予めする委任の拡張は、現行法における予防原則の現代的契約化により採用されている。
- 66) 2006年3月23日346号オルドナンスと2007年2月19日211号法律 (民法典2011条乃至2031条) に関して、Sénatの法律委員会は、裁判官の許可に基づいて、後見人による信託締結を認めようとした。すなわち、成年者保護が、法人にのみ通常帰属する可能性を信託に与えた。しかし、政府は、これに反対し、混成同数委員会が続いた。
- 67) Th. Fossier, op. cit. note 3, n° 30.
- 68) 委任者または相続人の請求から (488条)、それらの行為はlésionを理由として取り消され、または、裁判上の保護があったとして、過剰を理由として減殺され、そして単に一般法 (414-1条) の適用によりinsanité d'esprit (精神異常) を理由として無効を

宣言されうる。

- 69) A. Delfosse et N. Baillom-Wirtz, op. cit. note 64, n° 1.
- 70) Ph. Malaurie, op. cit. note 10, n° 6.
- 71) Ph. Malaurie, op. cit. note 10, n° 3 s.
- 72) ケベックでは不適応の医師の宣告は、裁判官または裁判所文書課（受任者を想定）により、認可された時から、無能力となる。スペインでは、委任者は2つの委任の中から選択できる（一方はフランス型：認可なし、他方はケベック型：認可有）。フランスの将来保護の委任は、期待に応えないのではないかとの指摘もある（Ph. Maurie, op. cit. note 10, n° 9）。
- 73) 社会福祉協議会によって運営される地域権利福祉擁護事業は、身体的能力が衰退した高齢者をサポートする制度として有用であり、厚生労働省の成年後見利用支援事業は各自治体で行う。また身寄りのない高齢者等を保護するため、市町村長の審判の申立権が認められる場合（老人福祉法32条等）があり、自治体で要綱などを作り、対応する態勢をとる必要がある。
- 74) 例えば、民生委員の方にインタビューをしたことがあるが、成年後見制度の利用の必要な住民を把握している一方で、制度自体の認識がなかった。同席していた役場の方は対応方法を即答されていたが、これは連携不足、社会的仕組みとして不十分を端的に示すものである（もっとも、時期が市町村合併直後であること、法曹の偏在を考えれば無理からぬものとも言えるかもしれない）。
- 75) 平成18年度は、成年後見関係事件の申立件数は3万2629件と前年度比55%の増加となっている。ただし、後見審判の申立が2万9380件であるのに対して補助は859件にとどまっている（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～平成18年4月から平成19年3月～」）。

An Introduction on the Revised Majority Protection System Act in France

Kohji Kubo

Abstract In France, the revised Majority Protection System Act (Act No. 308 2007) has been enacted, changing, among other things, the Civil Code, Social action, and Family Code. This paper introduces details of a system of this Act. The Act was introduced as a result of the increase in the number of elderly people, heralding the arrival of an aging society. The following are points that should be observed under this Act. First, the principle of majority protection is clarified: liberty, dignity of man, necessity, subsidiarity, and proportionality, and so on. Second, in addition to the former majority protection system – of judicial supervision, guardianship and curatorship – this Act founds arbitrary guardianship. Third, the State takes fiscal expenditure to protection measures by law and the cultivation of specialists.

Key words majority protection, French law, aged society, arbitrary guardianship